

大口町告示第95号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和4年10月1日

大口町長 鈴木 雅博

1 指定納付受託者の名称及び住所

(1) S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

(2) P a y P a y 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

(3) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

(4) 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階

(5) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

大口町ふるさと寄附金

(ただし、インターネットによる公金支払の方法により代理収納されるものに限る。)